

令和4年度

水質検査計画

平川市 上下水道課

1 基本計画

平川市では、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

- (1) 水質検査は、配水場などの系統を代表する蛇口（給水栓水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) この計画の期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までとします。
計画の内容については、毎年見直しを行い、逐次更新していくことにします。

2 水道事業の概要

平川市上下水道課は、平賀地域（一部を除く）と尾上地域に給水しています。
給水区域は別図のとおりです。

また、碓ヶ関地域は久吉ダム水道企業団にて末端給水を行っておりますので、本計画から除かれます。

(1)	水道事業体名	平川市上水道事業
(2)	計画給水人口	31,500人
(3)	一日平均給水量	6,466m ³ /日（令和2年度）
(4)	水源	津軽広域水道企業団から浄水を受水
(5)	配水場	受水場 1,260m ³ 新屋配水場 2,800m ³ 尾崎配水場 549m ³ 金屋配水場 1,805m ³
(6)	浄水処理方法	次亜塩素による追加消毒（給水区域別）
(7)	配水方法	自然流下

3 原水及び浄水の水質状況

平川市の上水道は、津軽広域水道企業団から浄水を受水しており、浅瀬石川ダムを水源としているため、比較的水質は安定しています。また、そのままでも飲用できますが、消毒の状態が給水栓で適切に保たれるよう、地区によっては追加消毒しております。

4 検査項目及び頻度

- (1) 毎日の水質検査
色、濁り及び残留塩素の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を別表1-1のとおり行います。
- (2) 毎日の水質検査以外の検査項目については、別表1-2のとおり行います。

5 採取場所

配水場などの系統を代表する4箇所の蛇口で検査します。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| ・唐竹屯所 | 尾崎配水場 | 高区給水区域の給水栓 |
| ・尾崎屯所 | 新屋配水場 | 中区給水区域の給水栓 |
| ・岩館屯所 | 新屋配水場 | 低区給水区域の給水栓 |
| ・日沼屯所 | 金屋配水場 | 給水区域の給水栓 |

6 水質検査方法

法令で義務付けられている検査及び水質管理上の必要性から行う検査方法により行います。

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

なお、昨年度の水質検査の委託先は次の検査機関です。

株式会社江東微生物研究所 厚生労働大臣登録機関 第75号

今年度の委託先は4月以降に決定します。

7 水質検査委託の内容

毎日の水質検査は別表1-1の項目に基づき、上下水道課職員が行いますが、その他の検査については別表1-2の項目に基づき、国の登録を受けている民間の検査機関へ委託して行います。

8 臨時水質検査

次のような異常があり、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施し、水道水の安全を確認します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 供給過程において異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- (6) その他必要があると認められるとき。

9 検査結果の評価

- (1) 検査の結果、基準値を超えていた場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。
- (2) 検査地点毎にその検査結果を統計的に従前のものや基準値等と比較し、次年度の検査計画に反映します。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は、ホームページ及び平川市上下水道課で閲覧できます。水質検査計画は、市民の皆様に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年、よりよい計画書を作成してまいります。

11 関係者との連携

津軽広域水道企業団並びに県水道担当課等と連携し、水質検査等を行い早急に原因究明し、水質の安全を確認後供給します。